

## 第二種動物取扱業（譲渡し）の皆様へ

犬猫の帳簿をつけて、5年間保存してください。

「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正され、令和2年6月1日から施行されました。その中で、第二種動物取扱業者のうち犬猫の譲渡しを業とする者に対して、帳簿の備付けが義務付けられました。

- 対象事業者：犬猫の譲渡しを業とする第二種動物取扱業者
- 対象動物：犬、猫（ペットは除く）
- 記載方法：所有する個体ごとに記載
- 保存期間：5年間

記載する内容：以下の①から⑩まで。

- ① 犬猫の品種等の名称
- ② 犬猫の繁殖者の氏名（法人の場合は名称）及び登録番号（又は所在地）  
※ 譲渡された犬猫で、繁殖を行った者が不明な場合は、この犬猫を譲渡した者の氏名（法人の場合は名称）及び所在地
- ③ 犬猫の生年月日（生年月日が不明な場合は、推定される生年月日）
- ④ 犬猫を所有した日
- ⑤ 犬猫を第二種動物取扱業者【ご自身】に譲渡した者の氏名（法人の場合は名称）及び所在地
- ⑥ 犬猫を譲渡した日
- ⑦ 犬猫を譲渡した相手方の氏名（法人の場合は名称）及び所在地
- ⑧ 犬猫の譲渡に際しての情報提供の実施状況（規則第10条の9第1号）
- ⑨ 犬猫が死亡した日
- ⑩ 犬猫の死亡の原因

この項目を満たしていれば、様式は問いません。電磁的方法による保存も認められます。

また、施設訪問時に帳簿を確認させていただくことがあります。